

わが国の地方公共団体におけるオンブズマン制度に関する調査研究  
－「地方公共団体における公的オンブズマン制度の実態把握のための調査研究」結果報告－

(一財) 行政管理研究センター  
研究員 西村 好恵

【調査研究の概要】

「地方公共団体における公的オンブズマン制度の実態把握のための調査研究」は、全国の地方公共団体における公的オンブズマンの設置状況の実態を把握し、地方公共団体で導入されている公的オンブズマンが対象とする行政分野、行政苦情等の解決・改善のために有する権限等を把握するとともに、特筆する特徴を有するオンブズマンについては有識者を交えたヒアリング調査を実施することで、総務省の行政相談と地方公共団体の公的オンブズマンとの連携の可能性を探るための基礎資料を得ることを目的として、総務省行政評価局行政相談課の委託により一般財団法人行政管理研究センターが平成27年度に実施したものである。

【発表概要】

1. 調査研究の概要
  - (1) 調査研究の目的
  - (2) 調査研究の内容
  - (3) 調査研究の実施方法
2. 地方公共団体における公的オンブズマン制度の現状・動向
  - (1) 公的オンブズマンの設置状況
  - (2) 公的オンブズマンの設置経緯
  - (3) 公的オンブズマンの設置形態・設置根拠
  - (4) 公的オンブズマンの職務・権限
  - (5) 特殊オンブズマンから一般オンブズマンへの移行
  - (6) 公的オンブズマンの廃止状況・理由
  - (7) 今後設置予定の公的オンブズマンの概要
3. ヒアリング調査の概要

なお、本報告は平成27年度に行政管理研究センターが総務省から委託を受けた調査研究の概要及び調査結果について、本調査研究の調査担当者である西村が総務省及び行政管理研究センターから承認を受けて報告するものである。

【発表参考資料】

- 図1 地方公共団体における一般オンブズマンの設置時期一覧
- 図2 地方公共団体における特殊オンブズマンの設置時期一覧（福祉 OM、人権 OM、環境 OM）
- 図3 地方公共団体における特殊オンブズマンの設置時期一覧（情報公開・個人情報保護分野、男女

共同参画分野)



展望」資料から行政管理研究センターが加筆し作成。

図2 地方公共団体における特殊オンブズマンの設置時期一覧（福祉 OM、人権 OM、環境 OM）

設置自治体名																					北広島市	北広島市	北広島市			
											北九州市	北九州市	北九州市	北九州市	北九州市	北九州市	北九州市	北九州市	北九州市	北九州市						
											千歳市	千歳市	千歳市	千歳市	千歳市	千歳市	千歳市	千歳市	千歳市	千歳市	千歳市					
											久喜市	久喜市	久喜市	久喜市	久喜市	久喜市	久喜市	久喜市	久喜市	久喜市	久喜市					
											港区①	港区①	港区①	港区①	港区①	港区①	港区①	港区①	港区①	港区①	港区①					
											豊中市	豊中市	豊中市	豊中市	豊中市	豊中市	豊中市	豊中市	豊中市	豊中市	豊中市					
											杉並区	杉並区	杉並区	杉並区	杉並区	杉並区	杉並区	杉並区	杉並区	杉並区	杉並区					
											宇治市	宇治市	宇治市	宇治市	宇治市	宇治市	宇治市	宇治市	宇治市	宇治市	宇治市					
											練馬区	練馬区	練馬区	練馬区	練馬区	練馬区	練馬区	練馬区	練馬区	練馬区	練馬区					
											御嵩町①	御嵩町①	御嵩町①	御嵩町①	御嵩町①	御嵩町①	御嵩町①	御嵩町①	御嵩町①	御嵩町①	御嵩町①					
											越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市	越谷市					
											川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市	川崎市					
											目黒区	目黒区	目黒区	目黒区	目黒区	目黒区	目黒区	目黒区	目黒区	目黒区	目黒区					
											板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区	板橋区					
											千代田区	千代田区	千代田区	千代田区	千代田区	千代田区	千代田区	千代田区	千代田区	千代田区	千代田区					
											狹孫子市	狹孫子市	狹孫子市	狹孫子市	狹孫子市	狹孫子市	狹孫子市	狹孫子市	狹孫子市	狹孫子市						
											西館市	西館市	西館市	西館市	西館市	西館市	西館市	西館市	西館市	西館市	西館市					
											岐南町	岐南町	岐南町	岐南町	岐南町	岐南町	岐南町	岐南町	岐南町	岐南町	岐南町					
											御嵩町②	御嵩町②	御嵩町②	御嵩町②	御嵩町②	御嵩町②	御嵩町②	御嵩町②	御嵩町②	御嵩町②	御嵩町②					
											日野市	日野市	日野市	日野市	日野市	日野市	日野市	日野市	日野市	日野市	日野市					
											葛飾区	葛飾区	葛飾区	葛飾区	葛飾区	葛飾区	葛飾区	葛飾区	葛飾区	葛飾区	葛飾区					
											多摩市	多摩市	多摩市	多摩市	多摩市	多摩市	多摩市	多摩市	多摩市	多摩市	多摩市					
											小金井市	小金井市	小金井市	小金井市	小金井市	小金井市	小金井市	小金井市	小金井市	小金井市	小金井市					
											吹田市	吹田市	吹田市	吹田市	吹田市	吹田市	吹田市	吹田市	吹田市	吹田市	吹田市					
											東松山市	東松山市	東松山市	東松山市	東松山市	東松山市	東松山市	東松山市	東松山市	東松山市	東松山市					
											港区②	港区②	港区②	港区②	港区②	港区②	港区②	港区②	港区②	港区②	港区②					
											枚方市	枚方市	枚方市	枚方市	枚方市	枚方市	枚方市	枚方市	枚方市	枚方市	枚方市					
											足立区	足立区	足立区	足立区	足立区	足立区	足立区	足立区	足立区	足立区	足立区					
											大田区	大田区	大田区	大田区	大田区	大田区	大田区	大田区	大田区	大田区	大田区					
											留萌市	留萌市	留萌市	留萌市	留萌市	留萌市	留萌市	留萌市	留萌市	留萌市	留萌市					
											川西市	川西市	川西市	川西市	川西市	川西市	川西市	川西市	川西市	川西市	川西市					
											三鷹市	三鷹市	三鷹市	2000年10月から行政オンブズマンに移行												
											世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区	世田谷区					
											横浜市	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市					
	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区	中野区						
新設数	1						1	1	1	1	9	8	3	5	2	1		1								
廃止数											1							1		2						
合計	1	1	1	1	1	2	3	4	4	5	13	21	24	29	31	31	32	32	33	33						
廃止自治体名											三鷹市									多摩市						
年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009						
	(H2)	(H3)	(H4)	(H5)	(H6)	(H7)	(H8)	(H9)	(H10)	(H11)	(H12)	(H13)	(H14)	(H15)	(H16)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)						
																				(H22)						
																				(H23)						
																				(H24)						
																				(H25)						
																				(H26)						
																				(H27)						

※設置根拠（条例、要綱等）にかかわらず最初に設置された年を掲載した。 ※自治体名のマスに色がついている部分は、公的オンブズマンが設置された年である。  
 ※港区①は「高齢者福祉サービスの苦情解決及び質の向上に関する委員会」、港区②は「障害者サービス苦情解決委員会」を指す。 ※御嵩町①は「福祉オンブズパーソン」、御嵩町②は「環境オンブズパーソン」を指す。  
 出典：2014年5月31日の日本地方政治学会・日本地域政治学会での総務省東京行政評価事務所長 田名邊賢治氏（当時）の発表「自治体オンブズマンの現状と

展望」資料から行政管理研究センターが加筆し作成。

図3 地方公共団体における特殊オンブズマンの設置時期一覧（情報公開・個人情報保護分野、男女共同参画分野）

設置自治体名																								ふじみ野市	男女共同参画	
																								三郷市	男女共同参画	
																							草加市	男女共同参画		
																							港区	男女共同参画		
																							前橋市	男女共同参画		
																							久留米市	男女共同参画		
																							千葉市	男女共同参画		
																							越前市	男女共同参画		
																							大阪府	男女共同参画		
																							目黒区	男女共同参画		
																							伊丹市	男女共同参画		
																							佐倉市	情報公開・個人情報保護分野		
																							逗子市	情報公開・個人情報保護分野		
新設数	1					1	1					3	3	2			1							1		
合計	1	1	1	1	1	2	3	3	3	3	3	6	9	11	11	11	12	12	12	12	12	12	12	13		
年度	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	
	(H3)	(H4)	(H5)	(H6)	(H7)	(H8)	(H9)	(H10)	(H11)	(H12)	(H13)	(H14)	(H15)	(H16)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	

※設置根拠（条例、要綱等）にかかわらず最初に設置された年を掲載した。

※自治体名のマスに色がついている部分は、各制度が設置された年である。

出典：2014年5月31日の日本地方政治学会・日本地域政治学会での総務省東京行政評価事務所長 田名邊賢治氏（当時）の発表「自治体オンブズマンの現状と展望」資料から行政管理研究センターが加筆し作成。